

1

議席番号 9 番

増田 剛士 議員

開始予定時間

6月14日 午前9時

【激化していく自治体間競争における町づくりについて】

日本は、2008年をピークに人口減少時代を迎え、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により様々な課題が深刻化し、2014年に政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、東京一極集中の是正、地方移住の推進を掲げました。これをきっかけに各自治体間での競争が始まり、定住人口を増加させるため移住施策に力を入れてきています。

当町においても、本年3月定例会の「町長の施政方針」において、「本町は平成25年に出生数と死亡数が逆転し、この傾向はこれからも続いていくと見込まれております。今後、ますます激化していくことが予想される自治体間競争において、このように子どもの数が減っていくということは、若年世帯を含む多くの皆さまに移住していただけるよう、いかにして選ばれるまちをつくっていくかが最大の課題になると考えております。」と述べています。

また、その施策として、安全安心とにぎわいづくりを一体で進める「シーガーデンシティ構想」を基に「住みやすいまち」として選ばれ続け、町外、県内外の皆さまからも選ばれる魅力あふれるまちの実現に向けて取り組んでいくと述べています。

シーガーデンシティ構想の実現は、安全安心とにぎわいの場が整備され、住環境が良くなり移住定住人口増加策の目玉となることは理解しています。そこで、以下質問します。

- (1) 当町は、大いなる田舎町でもなければ、都市でもなく、企業城下町でもなく、ベッドタウンでもなく、観光地でもないという中途半端な位置にある町であると思うが、シーガーデンシティ構想実現により、「〇〇日本一」というような町づくりを考えているか。
- (2) 地方創生における人口分類は大きく「定住人口」「交流人口」「関係人口」の3つがある。「関係人口」とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々で、総務省では令和2年度に「関係人口創出・拡大事業」を実施している。これを踏まえて、関係人口の増加策は。
- (3) 当町では、企業誘致を盛んに行い工業系の工場が増加している。新たなSociety5.0社会において、企業誘致策としてサテライトオフィスの誘致や誘致後の地域内での価値創出について施策はあるか。
- (4) (1)に関連して、「住みやすいまち」「選ばれ続けるまち」の実現には、シビックプライドの醸成も不可欠であるが、その施策は。

【吉田町地域公共交通計画について】

吉田町は「だれもが気兼ねなく『おでかけ』できる町を目指して」を副題とする

「吉田町地域公共交通計画」を令和4年3月に策定しました。その計画の目玉として、「町内を走る新しい交通」の導入を掲げ、その実証実験を本年10月に開始し、令和8年度の本格稼働を目指しています。その間、令和6年度にはそれまでの実証実験の実績を踏まえ利便性向上策を追加し、令和7年度に本格運行可否判断をする予定です。

令和3年に実施した「吉田町地域福祉に関するアンケート調査」（参考資料1）では、地域の困りごとについて、「交通手段がない・少ない」との回答が年代別・地域別共に多い結果となりました。この事から公共交通手段の増加および改善が強く望まれていることが分かります。よって、「町内を走る新しい交通」に対する期待は大きく、必ず成功させなければならないと考えます。

そこで、以下の点について、質問します。

1 吉田町地域公共交通計画全般について

(1) だれもが気兼ねなくおでかけできる町の「気兼ねなくおでかけできる」とはどういう状態か。

(2) 運転免許返納者に対するサービス（割引等）を考えているか。

2 町内を走る新しい交通について

(1) 1日の各時間帯において、町が使って頂きたいと考えている方々は。

(2) 利用料を1利用300円に設定した根拠は。

(3) 吉田町地域公共交通計画に記載している小中高生の割引を何割引きに設定する予定か。また、高齢者や障害のある人に向けた割引運賃は設定しないのか。

(4) 実証実験にかかる本年度の経費の見積もりは。

(5) 実証実験開始に関する町民への広報はいつからどのように行うのか。

(6) 実証実験中、利用者の意見をどのように聴取するのか。

(7) 本稼働を決定する判断基準は。

(8) 利用希望者に一回限定の無料券または割引券を配布することを考えないか。一度は使ってもらい多くの意見を聴取し、それをもとに利便性向上策を考える進め方をどう考えるか。

【From Yoshida 若者応援プロジェクトについて】

町内出身者の進学や就職を応援するため、金融機関と企業、町が連携して実施している「FromYoshida 若者応援プロジェクト」。大学等へ進学を志望するものの、学費や住居費などを家計から捻出するのに不安のある町内在住の若者や保護者にとって、また将来的にUターン就職などで地元への生活を視野に入れる学生にとって、有効活用してほしい仕組みであると考えます。本プロジェクトへの登録者を増やし、対象世代の家庭に対しメリットをより理解してもらい、選択肢を提供するだけでなく、今後幅広い施策展開で若者の地域在住選択の土台に繋げていくことができないか。そうした観点から以下質問します。

- (1) 当プロジェクトにおいて、町は該当する若者世代に対し、どのようなことを期待するのか。
- (2) 当プロジェクトに係る町の具体的役割は。
- (3) 参加者にとってのメリットはどのようなものであると考えるか。
- (4) 現在の参加の実績値は。参加者数の目標設定などは行っているか。
- (5) 今後、当プロジェクトを活用した企画などの検討は。
- (6) 申し込み期限の延長や対象世帯へ周知拡大の手段についての考えは。

【携帯型緊急通報システムの貸与について】

高齢化の進行にともない、独居高齢者の増加とその見守り施策についての需要が高まっていると考えます。そうした中、町は今年度から新たにひとり暮らし高齢者が安全で安心な在宅生活を送るために、見守り機能を搭載した携帯型の緊急通報システムの貸与を行っています。今後のこの施策の展開に注目し、利用対象者の拡大の可能性も考え、以下の質問をします。

- (1) 本施策の予算措置や貸与可能台数はどのようにになっているか。
- (2) 貸与可能者の把握や目標値の設定は。
- (3) 年齢に関わらず、認知症状のある人や障害のある方、幼児・児童などへの利用拡大検討は。
- (4) 対象者への実機紹介や常時展示、試用などを含めた周知策や広報手段の検討は。

4

議席番号 4 番

楠元 由美子 議員

開始予定時間

6月14日 午後1時

【湯日川親水公園について】

湯日川と支線成因寺川が合流した場所にある「湯日川親水公園」。吉田町の名前にゆかりある「葦（ヨシ）」が多く群生し、河川の水質浄化作用・護岸作用と共に、カニや小魚などの生態系を保全し、水鳥なども多く見られる水辺の風景が美しい公園であります。

現状は、案内図は消え、風車モニユメントの時計は止まり、住吉神社の入奴・川尻八幡津島神社の出奴の風景モニユメントも一部壊れたままであります。壊れた木製アスレチックやベンチなどは撤去されていますが、水上ステージ・木のデッキなどには利用不可と思われるロープのみが張られ公園を訪れる方々の楽しみ方も変わってきています。

以上を踏まえ以下の点について、質問します。

- (1) 湯日川親水公園の利用状況は。
- (2) 公園内の環境整備の状況は。
- (3) 今後の整備計画はあるか。

5	議席番号 1 番 大石 裕之 議員	開始予定時間 6月14日 午後2時
<p>【引きこもり問題について】</p> <p>引きこもりの問題が近年社会問題化し、政府でも当初は若年層のみを対象と捉えていたが、引きこもりの長期化や中年以降に引きこもる人の増加により、その対象を15歳～64歳に拡げている。</p> <p>全国に146万人と推計されている引きこもりは、県内で2,082人、中部健康福祉センター管内では350人とされている。</p> <p>引きこもりの長期化・高齢化により、80代の親と50代の子が困窮する「8050問題」がより深刻化している。</p> <p>引きこもりの問題は、今後大きな社会問題になっていくと考えられ、その影響は、家族だけにとどまらず、地域コミュニティー、学校や職場など、社会の様々な所に大きな影響をもたらすと考える。</p> <p>引きこもりは、早期発見・早期支援が長期化を防ぎ、改善も早いと言われている。</p> <p>そこで、以下の点について、質問する。</p> <p>(1) 当町の引きこもり問題に対する捉え方は。</p> <p>(2) 当町の引きこもりの実態の把握は、どこまで、どのようになされているのか。</p> <p>(3) 当町の引きこもりについての相談状況と、引きこもり状態からの改善の為の支援などの対応方法とその現状は。</p> <p>(4) 当町の引きこもり問題の、今後の取り組みについての考えは。</p>		

【吉田町指定文化財の保護と未来への継承について】

吉田町の文化財は、国指定1件、県指定3件、町指定22件がある。過去には、町指定文化財は25件あったが、平成に入り4件が指定解除され、1件が追加指定されて22件が町指定文化財となっている。

歴史の中の町の文化財を護り、未来に繋げることは私の使命であると確信している。しかし、今年4月には能満寺門前の樹齢100年を超える松の古木を含む6本が松食い虫の被害により伐採された。

平成7年には、町のシンボルであった松「田村の松」が松枯れにより伐採されるという苦い過去もある。そんな中、町指定第12号「天然記念物・萬年のサツキ」は今を盛りと咲き誇っている（資料、5月22日撮影）。案内版によると、樹齢は400年近くになろうとしている。町指定第15号無形文化財「地蔵院の百万遍」は300年以上続く庶民的信仰行事である。町指定はないが、住吉神社の「渡御行列」、川尻神社の奴等も重要な文化財であると考える。

史跡、工芸品、古文書等文化財は町の財産として保護し未来へ継承しなければと考える。そこで町の考えを問う。

- (1) 吉田町教育委員会発行の「吉田町の文化財」で紹介されている、文化財の指定について
 - ① 文化財には、史跡、工芸品、天然記念物、有形・無形文化財、古文書等があるが、天然記念物「萬年のサツキ」・無形民俗文化財「地蔵院の百万遍」・建造物「川尻の道標」の文化財決定までの経緯は。
 - ② 指定に関与する関係機関及び関係者は。
 - ③ 町の教育委員会の役割は。
- (2) 文化財指定後の町の役割について。
 - ① 文化財の保護・保存・管理等の施策は。
 - ② 個人所有の指定文化財等の保護への配慮は。
 - ③ 天然記念物「田村の松」のような指定解除を起こさないための対策は。
- (3) その他。
 - ① 史跡、古文書等の文化財の調査・研究には学芸員のような専門家が必要と思う、人材確保に対する町の考えは。
 - ② 無形文化財を護り繋げるには保存会が有効と考える、民間への協力は。